

官民連携ビジネスマッチングモデル事業に係る 企画提案公募実施要領

この要領は、愛媛県が官民連携ビジネスマッチングモデル事業を委託実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

すご味・すごモノ事業者を中心とする愛媛県内事業者の既存資産や施設、地場産品の優れた素材等を、民間事業者のノウハウを活用し、県外企業等の課題解決ニーズ（新商品開発・実証実験・テストマーケティング・スタートアップ等）に合わせて提案・マッチングさせることで、県内事業者の新たな商品やサービスの開発等につなげ、更なる実需の創出と販路拡大を図り、もって本県の地域活性化に寄与することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務の名称
官民連携ビジネスマッチングモデル事業
- (2) 委託業務の内容
別添「官民連携ビジネスマッチングモデル事業仕様書」に基づいた企画を立案するものとする。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和6年3月31日
- (4) 委託上限額
10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
 - ・固定費(人件費、旅費等) 3,300,000円
 - ・変動費(成果連動費) 6,700,000円

3 企画提案公募の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者に企画提案公募への参加を認める。

- (1) 最新の愛媛県競争入札参加資格者名簿に登載されていること又は当該業務の企画提案書提出時までに登載が予定されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 共同事業体で参加しようとする場合は、代表者が上記3(1)～(6)、構成員は上記3(2)～(6)の資格要件を満たすこと。また、構成員として参加する場合、同時に単体での参加はできない。

4 実施要領の配布

- (1) 配布期間
令和5年8月31日(木)～令和5年9月13日(水)
- (2) 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札・発注情報」に掲載するほか、下記4（3）で定める配布及び担当窓口において配布する。

なお、実施要領を担当窓口で受け取る場合、受付時間は上記4（1）の期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までとする。

（3）配布及び担当窓口

窓 口：愛媛県愛のくに愛媛営業本部

住 所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電 話：089-912-2556

F A X：089-912-2259

メール：ehime-sales@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案について

（1）参加表明

①提出書類

・企画提案公募参加表明書【様式1】

②提出期限 令和5年9月13日（水）午後5時（必着）

③提出方法 F A X又はメール

④提出先 上記4（3）記載のとおり

⑤提出の際の注意事項

- ・共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し、提出すること。
- ・参加資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送、メール又はF A Xにて通知する。

（2）質問及び回答

①提出書類 ※質問がある場合のみ

・企画提案公募に関する質問書【様式2】

②提出期限 令和5年9月13日（水）午後5時（必着）

③提出方法 F A X又はメール

④提出先 上記4（3）記載のとおり

⑤回答方法 メールで、原則参加表明者全員に対し回答する。

⑥回答予定日 令和5年9月20日（水）

⑦その他 上記5（2）②の提出期限後の質問は、原則回答しない。

（3）企画提案書の提出

①企画提案書の構成等

ア 企画提案書の提出書【様式3】

イ 企画提案書（様式自由）

提案書の表紙には、以下の項目を記載すること。

- ・あて先：「愛媛県知事」
- ・タイトル：「官民連携ビジネスマッチングモデル事業実施業務企画提案書」
- ・提出年月日
- ・会社名（正本のみ押印）

ウ 提案書の内容は、以下の内容を順守すること。

- ・別添「官民連携ビジネスマッチングモデル事業委託業務仕様書」を網羅したものとし、10ページ以内とすること。
- ・仕様書の3（1）成果指標について、マッチング数は5件以上とし、適切かつより高く、実現可能性のある提案すること。
- ・仕様書の3（2）支払基準及び支払額に掲げる①単価及び②報酬率について、事業計画に応じて提案すること。
- ・会社概要について、次の事項を参考に記述すること。

会社名、所在地、連絡方法、代表者の職氏名、従業員数、主要業務、本事業における優位性、担当者の所属・職氏名

エ 事業の推進体制【様式4】

本事業にあたって十分な経験がある者を統括責任とし、参考となる履歴等がある場合は、その旨を記載すること。

オ 見積書のあて先は、愛媛県知事とすること。なお、様式は自由とするが、「固定費」及び「変動費（成果連動費）」によって構成し、それぞれの経費の内訳及び積算根拠を具体的に記入すること。（積算は数量を「一式」とせず、単価×数量で詳細かつ明確にすること）また、正本のみ押印すること。

②規格

原則としてA4判、横書き、左綴じ（着色可）

③提出物及び提出部数

企画提案書、見積書 各5部（うち正本1部）

④提出期限

令和5年10月2日（月）午後5時（必着）

⑤提出方法

紙媒体は持参（土・日、祝日を除く。）または郵送（書留）とする

⑥提出先

上記4（3）記載のとおり

⑦提出の際の注意事項

- ・提案を取り下げる場合は、【様式5】 取下げ願い書を上記4（3）の担当窓口へ提出すること。
- ・提案書提出期限後から契約締結までの間に要件を満たさなくなった場合にも、同様に【様式5】 取下げ願い書を担当窓口へ提出すること。
- ・郵送で提出する場合は、期限までに必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

⑧その他留意事項

ア 次に該当する場合は企画提案書の提出を無効とするので留意すること。

- ・参加表明書や企画提案書に虚偽の記載をした場合。
- ・参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。
- ・見積書の金額が、上記2（4）委託上限額を超える場合。

イ 提出後の企画提案書については、記載内容の変更はできない。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。

エ 企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

オ 「企画提案公募参加表明書」を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合は、「企画提案公募」への参加を辞退したものとみなす。

カ 企画提案書の提出は1者1提案とする。

6 委託候補者の選定

(1) 企画提案書の採否については、県が設置する選定審査会において別添の審査基準に基づき書面審査を実施し、最も優れた提案として評価したものを委託候補者として選定する。

ただし、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。審査内容については公表しない。

(2) 審査結果は企画提案書を提出した全ての者にメールで通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

7 契約

(1) 選定された委託候補者と、企画提案を基に業務について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。協議の過程で、提案内容等について一部を変更する場合がある。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定に準じて取り扱う。